

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2024年 06月 25日	
西宮市長 様	
提出者	
住所 兵庫県西宮市用海町4-57	
氏名 日本盛 株式会社	
取締役社長 森本 太郎	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 (0798) 32 - 2601	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本盛 株式会社 本社工場
事業場の所在地	西宮市用海町4-57
計画期間	令和6(2024)年4月1日 から 令和7(2025)年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	清酒製造業(1023)
② 事業の規模	103億3210万円
③ 従業員数	169名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり(図1、2)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
(管理体制図)					
別紙のとおり					
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
① 現状	【前年度（令和5（2023）年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	排出量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
別紙のとおり					
②計画	【目標】（今年度末の目標値）				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	排出量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
別紙のとおり					
産業廃棄物の分別に関する事項					
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物分別管理手順書を見直し、分別管理を明確化し リサイクルの向上に取組む				
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別管理を継続し、リサイクル率のアップに取組む。				

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
① 現状	【前年度（令和5（2023）年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】（今年度末の目標値）			
	産業廃棄物の種類	—		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
① 現状	【前年度（令和5（2023）年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥 (洗米排水)		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	14,973.48 t	t	t
(これまでに実施した取組) 洗米設備の排水改良 メタン発酵設備の廃止（施設老朽化の為）				
②計画	【目標】（今年度末の目標値）			
	産業廃棄物の種類	汚泥 (洗米排水)		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t

		(今後実施する予定の取組)
--	--	---------------

		洗米設備の運転効率化および保守整備の向上
--	--	----------------------

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
① 現状	【前年度（令和5（2023）年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	—			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】（今年度末の目標値）				
	産業廃棄物の種類	—			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
① 現状	【前年度（令和5（2023）年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	全処理委託量	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
別紙のとおり					

②計画	【目標】(今年度末の目標値)				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	全処理委託量	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
別紙のとおり					
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙)令和6年度 産業廃棄物処理実績一覧

単位：トン／年

廃棄物の種類	令和5年度の実績							
	産業廃棄物 排出量	自己中間 処理量	自己中間処 理 残さ量	優良認定業者 への 処理委託量	再生利用業者 への 処理委託量	認定熱回収 業者への 処理委託量	認定熱回収業者 以外の熱回収を 行う業者への 処理委託量	直接委託及び 事故処理後 委託処分量
汚泥（洗米排水）	15059.00	15059.00	85.52	85.52	85.52	0.00	0.00	85.52
一般廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
有機汚泥（排水）	17.02	0.00	0.00	17.02	0.00	0.00	0.00	17.02
廃プラスチック類	3.31	0.00	0.00	3.31	0.00	0.00	0.00	3.31
木くず	1.01	0.00	0.00	1.01	1.01	0.00	0.00	1.01
動植物性残さ	20.48	0.00	0.00	20.48	20.48	0.00	0.00	20.48
ガラスくず・陶磁器くず	0.94	0.00	0.00	0.94	0.00	0.00	0.00	0.94
廃酸（酵母廃液）	20.59	0.00	0.00	20.59	20.59	0.00	0.00	20.59
廃酸（廃製品）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃電気機械器具	0.32	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.32
安定型混合廃棄物	16.61	0.00	0.00	16.61	0.00	0.00	0.00	16.61
廃プラスチック類（雑色プラ）	3.49	0.00	0.00	3.49	3.49	0.00	0.00	3.49
有機汚泥（廃製品）	0.22	0.00	0.00	0.22	0.00	0.00	0.00	0.22
燃えやすい廃油	0.06	0.00	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00	0.06
計	15143.05	15059.00	85.52	169.25	131.09	0.00	0.00	169.57

(別紙)令和6年度 産業廃棄物処理実績一覧

単位：トン／年

廃棄物の種類	令和6年度の計画							
	産業廃棄物 排出量	自己中間 処理量	自己中間処 理 残さ量	優良認定業者 への 処理委託量	再生利用業者 への 処理委託量	認定熱回収 業者への 処理委託量	認定熱回収業者 以外の熱回収を 行う業者への 処理委託量	直接委託及び 事故処理後 委託処分量
汚泥（洗米排水）	15000.00	15000.00	80.00	80.00	80.00	0.00	0.00	80.00
一般廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
有機汚泥（排水）	17.00	0.00	0.00	17.00	0.00	0.00	0.00	17.00
廃プラスチック類	3.00	0.00	0.00	3.00	0.00	0.00	0.00	3.00
木くず	1.00	0.00	0.00	1.00	1.00	0.00	0.00	1.00
動植物性残さ	20.00	0.00	0.00	20.00	20.00	0.00	0.00	20.00
ガラスくず・陶磁器くず	0.90	0.00	0.00	0.90	0.00	0.00	0.00	0.90
廃酸（酵母廃液）	20.00	0.00	0.00	20.00	20.00	0.00	0.00	20.00
廃酸（廃製品）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃電気機械器具	0.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.30
安定型混合廃棄物	16.00	0.00	0.00	16.00	0.00	0.00	0.00	16.00
廃プラスチック類（雑色プラ）	3.00	0.00	0.00	3.00	3.00	0.00	0.00	3.00
有機汚泥（廃製品）	0.20	0.00	0.00	0.20	0.00	0.00	0.00	0.20
燃えやすい廃油	0.05	0.00	0.00	0.05	0.00	0.00	0.00	0.05
計	15081.45	15000.00	80.00	161.15	124.00	0.00	0.00	161.45

1. 会社の概要

(1) 会社名

日本盛株式会社 本社工場

(2) 資本金

100,000 千円

2. 当該事業場において現に行っている事業の概要

(1) 従業員数

169 人

(2) 製造品出荷額

66.5 億円/年

(3) 会社概要

清酒その他種類の製造並びに販売

清酒販売量	16,000kl
-------	----------

(4) 生産（廃棄物処理）フローシート

図 1～2 参照

分別のみ実施し、業者委託を行っている。

3. 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理責任者

	総括責任者	生産本部部长
	廃棄物担当	廃棄物管理責任者 生産部部长 組織人数：4 人
役割	廃棄物処理 総括責任者	廃棄物処理方針の策定 廃棄物管理規定の策定・改廃 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理責任者 生産管理部部長	廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 処理業者・再生利用行の調査・選定及び管理 委託契約の締結 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理

		監督官庁への各種報告 社員・関連会社に対する教育・啓発 その他関係する事項
--	--	---

(2) 管理体制

- ① 生産管理部が、分別及び処理の適合性について、社内及び社外の窓口として機能する。

(3) 教育

廃棄物の削減と再資源化には、重点項目として継続的に社員教育を実施する。

5. 廃棄物の処理・抑制に関する事項

* 排出の抑制、分別、再整理ように関する事項を含む。

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する保冷、その他規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生する産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合は、収集運搬から処分に至るまで確認し適格に管理する（廃棄物マニフェスト管理手順書に従う）
- ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。毎月廃棄物を集計し、目標数量を確認する。

産業廃棄物（中間）処理施設の設置状況

	処理対象 産業廃棄物	処理方法	処理能力 脱水前	設置年月	設置場所
遠心分離機 (脱水)	洗米排水	遠心分離	20t/h	H30年12月	工場内東側

6. 産業廃棄物の分別に関する事項

< 具体的取組 >

廃棄物分別管理手順書を見直し、全従業員に対して廃棄物の分別管理を徹底し、リサイクル率のアップに取り組む。

7. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

ペットボトル・酒紙容器の廃棄物全量について再生利用の継続をする。
 プラスチック計の分別および再生利用を拡充する。

8. 産業廃棄物の中間処理（再生利用を除く）に関する事項

洗米排水のみ中間処理を実施しているが、減量化についての具体的な取組を検討する。

9. 産業廃棄物の最終処分に関する事項

産業廃棄物最終処分量の削減は、発生量抑制と再生利用の具体的な取組が重要であり現在実施中である。

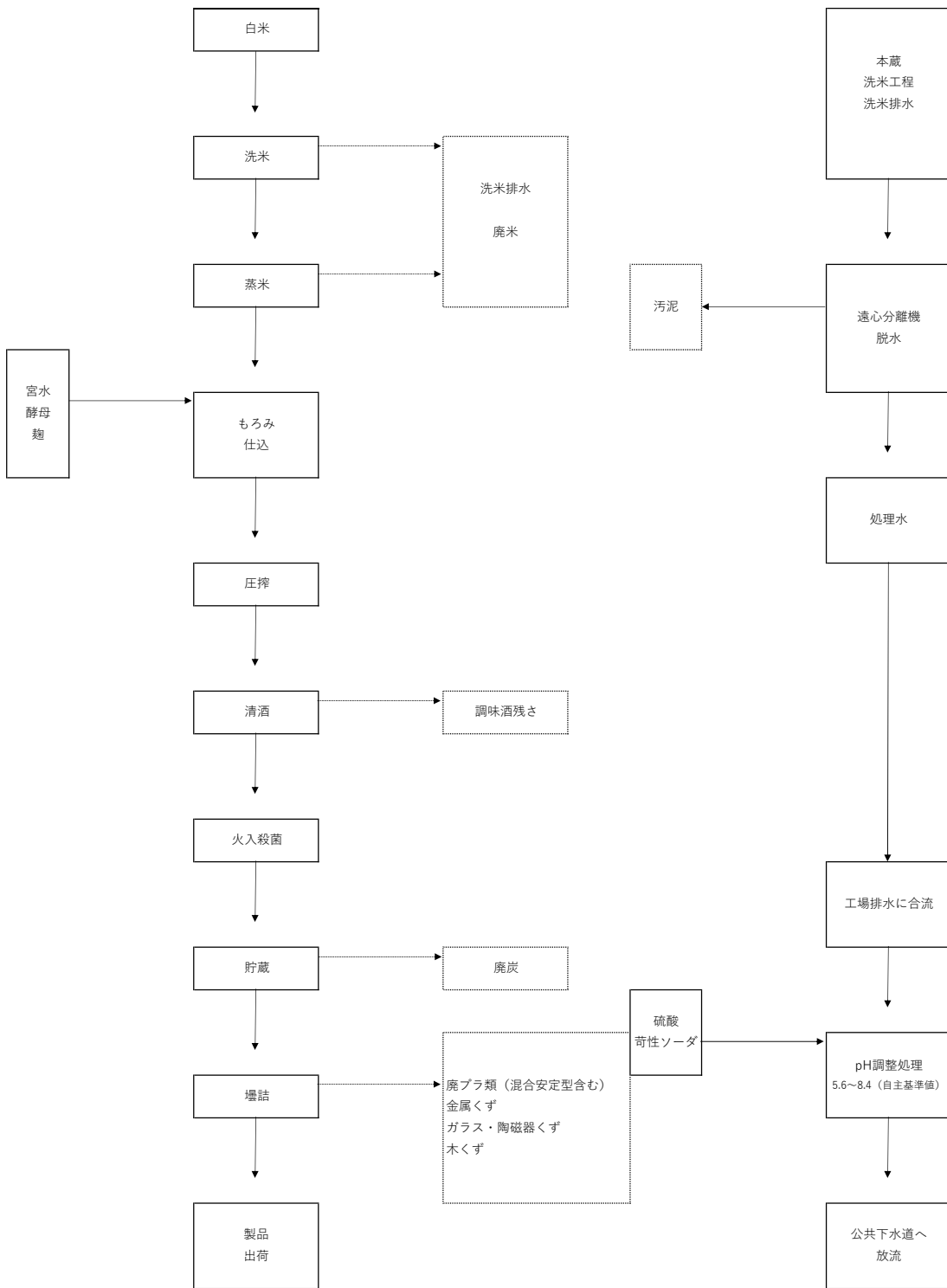


図1 製造フローシート

図2 洗米排水処理フローシート